



4月から介護保険の

「総合事業」が始まります

問い合わせ

長寿介護課 (☎51・2359)

介護保険法の改正により、「介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）」が創設され、本市でも平成29年4月1日から開始します。

総合事業では、要支援者などの高齢者が、これまでのサービスに加え、住民やボランティア、企業などによる幅広いサービスを受けることができようになるようになります。市ではこのサービスを充実させることで、介護予防の強化や日常生活の自立支援を推進し、住み慣れたまちで暮らし続けることができる地域づくりを目指します。



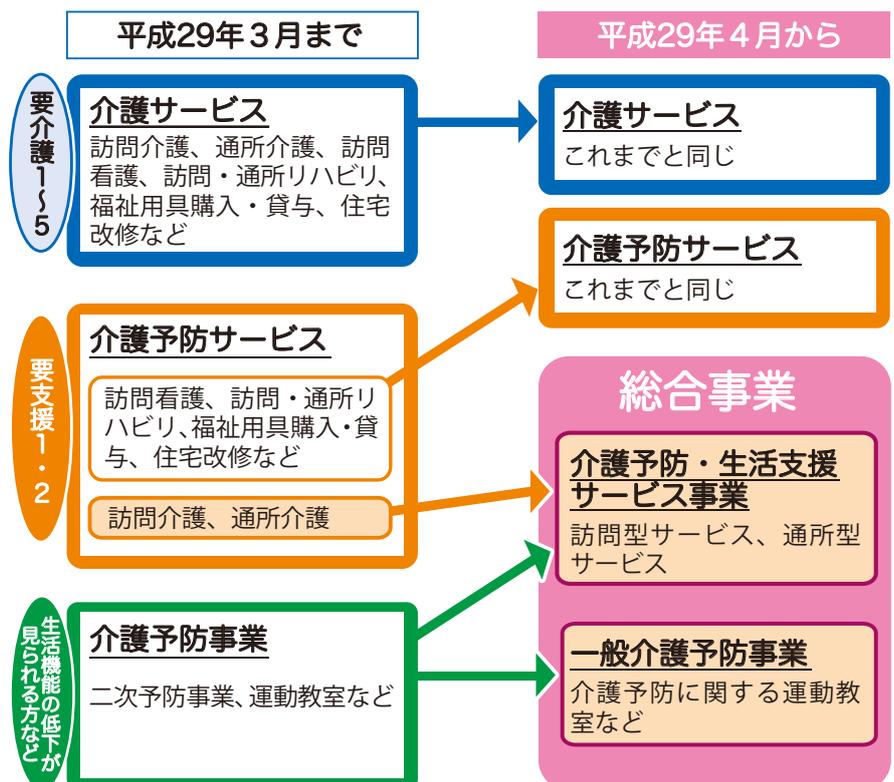
「総合事業」Q&A

1 具体的にどう変わるの？

今回の改正で、要支援の認定を受けている方の介護予防サービスのうち訪問介護（ホームヘルプ）と通所介護（デイサービス）が総合事業へ移行します。これにより要支援1・

2の方と総合事業の対象者と判定された方は、訪問型・通所型の現行に相当するサービスや豊橋市基準の訪問型・通所型サービスなどを受けられることができます（下図）。

■これまでの介護保険制度との変更点



2 現在、要支援認定を受けている人はどうなるの？

現在、要支援認定を受けている人はどうなるの？
介護予防サービスを利用して

3 総合事業に関する相談はどこにしたらいいの？

市役所長寿介護課(東館3階) または各地域包括支援センター(左ページ参照)にご相談ください。

地域包括支援センターにご相談ください

地域包括支援センターは高齢者の総合相談窓口です。「介護保険を利用したい」「認知症で悩んでいる」など無料で相談できます。

■地域包括支援センター一覧

名称	担当校区	住所	電話番号
豊橋市東部	岩西、つつじが丘、飯村	佐藤五丁目 22-16	64・6666
さわらび	賀茂、西郷、玉川、嵩山、石巻、下条、牛川	牛川町字浪ノ上 25-20	54・3521
赤岩荘	鷹丘、多米	多米町字大門 10	66・1262
ケアコープ豊橋	岩田、豊	平川南町 46	65・8567
尽誠苑	二川、二川南、谷川	大脇町字大脇ノ谷 74-54	65・2751
豊橋市中央	東田、旭	前畑町 115	54・7170
みのり	大村、下地、前芝、津田	大村町字山所 77	51・1339
コープ豊橋中央	松山、新川、向山	前田町一丁目 4-2	53・1519
明陽苑 (平成 29 年 3 月末まで)	花田、羽根井	八通町 64-3	33・3146
アースサポート豊橋駅西 (平成 29 年 4 月から)		八通町 159-1	43・5211
ベルビューハイツ	吉田方	青竹町字青竹 96	33・8110
ふくろう	松葉、八町	八町通三丁目 119	56・0018
真寿苑	牟呂、汐田	牟呂町字東明治郷下 1	39・3989
豊橋市南部	磯辺、大崎、植田、大清水	大清水町字大清水 546	25・7100
作楽荘	福岡、中野	王ヶ崎町字上原 1-145	48・7888
弥生王寿園	栄、高師	弥生町字東豊和 2-1	38・0508
福祉村	芦原、天伯、野依	野依町字山中 19-1	45・5130
彩幸	杉山、老津、小沢、細谷、高根、豊南、富士見	西赤沢町字深山 95	23・6014
幸王寿園	幸	西幸町字浜池 323	38・0300

*相談する場合は事前に電話予約をお願いします

「お互いさまのまちづくり」を推進しよう

「お互いさまのまちづくり」は、高齢者が気軽に集まれる居場所の運営や、買い物・草取りといった日常生活を支援する助け合い活動など、地域住民が主体となった互助の取り組みによるまちづくりです。

市では「出前講座」や「活動者交流会」「支え合いづくりフェア」などを開催し、活動の担い手を支援しているほか、社会福祉協議会・地域包括支援センターなどと「お互いさまのまちづくり協議会」を構成し、一丸となって地域づくりを進めています。

また、ボランティアなどにより提供される総合事業の「訪問型サービス」および「通所型サービス」の実施団体も募集していますので、お問い合わせください。

お問い合わせ
長寿介護課 (☎)
51・2330



ひなたぼっこカフェ(高師校区)のようす